

五 建 土 発 第 1 1 3 号
令 和 7 年 1 2 月 1 0 日

各公民館長・組長 殿

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘
(公印省略)

令和7年度降雪対策について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。また、日頃から本町の道路行政にご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、今月から翌年2月末にかけては降雪の時期となります。国道・県道及び町道の除雪計画を支庁土木課との協議のうえ、裏面のとおり計画しましたので、組内周知の方をよろしくお願ひいたします。

また、公民館配備の融雪剤につきましては、今年度も配布しますので、事前に準備しておきたい公民館は取りに来てください。除雪対策にご協力お願ひいたします。

○ (12/1) 融雪剤在庫数

- ・五ヶ瀬町役場倉庫棟・・・・・・100袋（三ヶ所・桑野内）
- ・鞍岡地区複合型交流施設・・・180袋（鞍岡）

※在庫数の確認がありますので、必ず建設課、鞍岡複合施設職員へ持ち出した数を報告してください。

【文書取扱】
建設課 土木建築係 本願
TEL 82-1713

令和7年度 降雪対策

降雪に際し、町民生活の安定と産業経済の停滞を防止するために、町内主要道路の交通の確保を図り、併せて雪による災害の拡大を防止するための対策は次によるものとします。

1. 実施責任者

町は協力機関団体などと緊密な連絡を保ち、降雪対策について迅速適切な措置を講ずるものとします。※県・公民館長・消防団等と緊密な連絡を取ります。

2. 組織の確立

降雪による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとるものとします。

3. 道路交通の確保

(1) 除雪路線の決定

町内の主要道路を主体として、隣町、隣県との連絡、物資の輸送及び町民の生活安定を図る上に重要な路線について、交通量・道路現況・沿道の状況及び気象条件等を勘案して決定します。

(2) 国・県道の除雪計画路線

昨年度に引き続き、今年も状況を確認しながら西臼杵支庁土木課より各業者への指示、対応となります。なお、町道については国県道の除雪が終了次第、主要生活路線から順次対応します。

4. 除雪機械・融雪剤等について

(1) 業者保有のグレーダー、タイヤショベル等で除雪します。

(2) 融雪剤については、役場及び鞍岡地区複合型交流施設（旧鞍岡中学校）で配布します。

5. その他

地元での重機を使用しての除雪協力につきましては、建設課に報告いただければ、お礼の商品券をお渡しします。（※場合によっては写真が必要となります）

事故には十分気を付けていただき、ご協力よろしくお願ひいたします。